

収 支 報 告 書 記 載 例

令 和 7 年 1 月

滋 賀 県 選 挙 管 理 委 員 会

はじめに

収支報告書は、毎年12月31日現在（解散等の場合には、その日現在。以下同じ。）で、その年における全ての収入および支出（当該政治団体のために、その代表者または会計責任者と意思を通じてされた支出を含みます。）の総額、資産等ならびにそれらの明細等について、各様式に従って報告するものです。

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益（債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。）の収受で、政治資金規正法第8条の3により認められた方法による政治資金の運用に係る金銭等（元本）の収受以外のものをいいます。支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付で、法第8条の3により認められた方法による政治資金の運用に係る金銭等（元本）の供与または交付以外のものをいいます。

なお、政治団体以外の者が、その対価に係る収入の金額が1,000万円以上となる政治資金パーティーを開催する場合（以下「特定パーティー開催団体」という。）は、政治団体とみなされ、収支報告書を提出しなければなりません。その場合にあっては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入および支出（それぞれ予定のものを含みます。）の総額およびそれらの明細等について記載します。

なお、その年における収入・支出および資産等が全くない場合においても、収支報告書の提出が必要です（様式（その1）（その2）（その17）（その20）の4枚は必ず提出する必要があります。それぞれの記載方法は後述の各様式の説明を参照してください。）。

1、様式（その1）について

第1号様式（収支報告書）

（その1）		収 支 報 告 書		令和〇〇年〇〇月〇〇日（令和〇〇年〇〇月〇〇日開催分）													
1 政治団体の名称	（ふりがな） 〇〇政治研究所	<table><thead><tr><th colspan="2">政治団体の区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ 政党</td><td>☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体</td></tr><tr><td>☐ 政党の支部</td><td>☒ その他の政治団体</td></tr><tr><td>☐ 政治資金団体</td><td>☐ その他の政治団体の支部</td></tr></tbody></table>				政治団体の区分		☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体	☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部				
政治団体の区分																	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体																
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体																
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部																
2 主たる事務所の所在地	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	<table><thead><tr><th colspan="2">活動区域の区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ 2以上の都道府県の区域等</td><td>☒ 同一の都道府県の区域内</td></tr></tbody></table>				活動区域の区分		☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内								
活動区域の区分																	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内																
3 代表者の氏名	甲野花子	<table><thead><tr><th>資金管理団体の指定の有無</th><th>国会議員関係政治団体の区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>☒ 有</td><td>☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体</td></tr><tr><td>☐ 無</td><td>☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体</td></tr><tr><td>公職の種類（候補者となろうとする者）</td><td>公職の候補者の氏名</td></tr><tr><td>資金管理団体の届出をした者の氏名</td><td>公職の種類</td></tr><tr><td>甲野花子</td><td></td></tr></tbody></table>				資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分	☒ 有	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	☐ 無	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の種類（候補者となろうとする者）	公職の候補者の氏名	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	甲野花子	
資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分																
☒ 有	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体																
☐ 無	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体																
公職の種類（候補者となろうとする者）	公職の候補者の氏名																
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類																
甲野花子																	
4 会計責任者の氏名	乙野次郎	<table><thead><tr><th>資金管理団体の指定の期間</th><th>国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで</td><td>令和〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで</td></tr></tbody></table>				資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	令和〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで	令和〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで								
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間																
令和〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで	令和〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで																
事務担当者の氏名	丙野三郎																
（電話）	（〇〇〇）〇〇〇局〇〇〇〇番																
	丁野二郎																
（電話）	（〇〇〇）〇〇〇局〇〇〇〇番																
（電話）																	

1 基本的事項

- 1 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」および「会計責任者の氏名」の欄は、政治団体設立届および異動届により届け出た名称等（名称等の変更があった場合は変更後の名称等）を記載します。
会計責任者に事故があるときなどは、「会計責任者の氏名」の欄は、会計責任者の職務代行者の氏名を記載します。
- 2 「事務担当者の氏名」の欄は、直接、当該収支報告書を作成した者の氏名を記載し、「電話」の欄には、事務担当者に直接連絡がとれる電話番号を記載します。
なお、事務担当者が複数名の場合は、それぞれの事務担当者の氏名および電話番号を記載します。
- 3 「政治団体の区分」および「活動区域の区分」の欄は、12月31日現在で、該当するものの「□」内に「✓」を記入します。
- 4 「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」（解散時の収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も）は、様式（その20）の宣誓書のそれと一致するものです。
- 5 特定パーティー開催団体にあつては、右肩の「(令和 年 月 日開催分)」の箇所に、当該特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を記載します。また「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入します。

2 資金管理団体に関する記載

- 1 「資金管理団体の指定の有無」の欄は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」内に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合は「無」の「□」内に「✓」を記入します。さらに、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合のみ、「資金管理団体の届出をした者の氏名」およびその時点での「公職の種類」を記載します。

なお、「資金管理団体の指定の有無」の欄の「公職の種類」には、資金管理団体の指定を行った者の公職の種類を記載するものであり、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、現にその職にある者にあつては、「衆議院議員滋賀県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては、「衆議院議員近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては、「滋賀県議会議員〇〇市選挙区（候補者となろうとする者）」というように記載します。

- 2 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合（解散等により資金管理団体でなくなった場合を含みます。）に、その期間を記載します。

この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたとき（または解散等により資金管理団体でなくなったとき）には、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された（資金管理団体でなくなった）日まで、というように記載します。

また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には、記載する必要はありません。

3 国会議員関係政治団体に関する記載

- 1 「国会議員関係政治団体の区分」の欄は、12月31日現在で政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入します。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」および「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載します。

この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員または参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者および候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員または参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者および候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載します。

- 2 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合（解散等により国会議員関係政治団体でなくなった場合を含みます。）に、その期間を記載します。

この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載します。

また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、記載する必要はありません。

2、様式（その2）について

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		十億	3	8	2	1	9	4	0	0	円
(前年からの繰越額)					1	6	0	4	0	0	
(本年の収入額)			3	8	0	5	9	0	0	0	
支 出 総 額			2	6	0	7	4	1	0	0	
翌年への繰越額			1	2	1	4	5	3	0	0	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額		十億	4	0	7	0	0	0	0	円
員 数							4	0	7	

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 5 8 3 0 0 0 0 円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	7 0 0 0 0 0 0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1 2 8 3 0 0 0 0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	9 8 0 0 0 0 0	
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)	1 2 8 3 0 0 0 0	

1 収支の総括表について

- 「収入総額」は、「前年からの繰越額」に「本年の収入額」を加えた額を記載します。なお、「前年からの繰越額」は、前年に提出した収支報告書における「翌年への繰越額」を記載するものであり、繰越のない団体、設立して最初に報告書を提出する団体の場合は「0」と書くことになります。
- 「本年の収入額」は、当該年における収入の全て、すなわち「個人の負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」および「その他の収入」の合計額を記載します。
- 「支出総額」には、当該年における支出の全てを記載するものであり、様式（その13）支出の総括表の合計額と一致します。
- 「翌年への繰越額」は、「収入総額」から「支出総額」を減じた額を記載します。

2 個人の負担する党費又は会費について

- 「党費」または「会費」とは、政治団体の構成員である個人が党則、規約その他これらに相当するものに基づき負担する金銭であり、両者の間には実際上取扱いの差異はありません。
- 「党費」または「会費」については、通常、政治団体の組織活動の根本規則としての党則、規約、会則等に定められていますが、当該団体の意思決定機関において正式に決定され、党則、規約等と同程度に構成員を拘束する意思決定は、党則等に相当するものとして解され、それに基づいてされる金銭での負担は、「党費」または「会費」とされます。なお、金銭以外のものは、ここでいう「党費」または「会費」には当たりません。

- 3 「金額」の欄には、「党費」または「会費」の合計金額を記載します。
- 4 「員数」の欄には、「党費」または「会費」を納入した者の数（延人員ではなく、実人員）を記載します。
- 5 なお、法人その他の団体が構成員として負担する「党費」または「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取り扱われます（同法第5条第2項）ので、本欄ではなく、寄附の欄に記載します。
- 6 政治団体の本部および支部における個人の党費（会費）の収支報告書への記載については、以下の場合にわけて記載してください。

① 支部を通じて本部に納入される場合で、党費（会費）全額が本部に納入され、各支部は本部より交付金を受ける場合

本部が、その全額を様式（その2）の「個人の負担する党費又は会費」の項目に記載します。

なお、支部への交付金については、本部は支出の「寄附・交付金」の項目に「支部に対して供与した交付金」として、併せて、様式（その16）に内訳を記載し、かつ、様式（その13）の支出項目別金額の「寄附・交付金」の備考欄にも当該金額を記載します。

また、支部は、様式（その5）の「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」の項目に記載します。

② 支部を通じて本部に納入される場合で、党費（会費）のうち一定額（配分率による場合と支部党費（会費）として定額を決める場合とがある。）を支部で差し引き、残額が本部に納入される場合

支部は当該一定額を、本部はその残額を、それぞれ様式（その2）の「個人の負担する党費又は会費」の項目に記載します。

③ 党費（会費）全額が支部に納入され、支部が、そのうち一定の上納率による上納金を本部に納入する場合

支部が、その全額を様式（その2）の「個人の負担する党費又は会費」の項目に記載します。

なお、上納金については、支部は支出の「寄附・交付金」の項目に「本部に対して供与した交付金」として、併せて、様式（その16）に内訳を記載し、かつ、様式（その13）の支出項目別金額の「寄附・交付金」の備考欄にも当該金額を記載します。

また、本部は、様式（その5）の「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」の項目に記載します。

例 本部・支部の党（会）費を1億円とし、その本部・支部の割合を7：3とすると、

区分	本 部	支 部
①	収入 党（会）費 100,000,000 支出 寄附・交付金 30,000,000 (支部に対して供与した交付金)	収入 「本部又は支部から供与 された交付金に係る収入」 30,000,000 (本部から供与された交付金)
②	収入 党（会）費 70,000,000	収入 党（会）費 30,000,000
③	収入 「本部又は支部から供与 された交付金に係る収入」 70,000,000 (支部から供与された交付金)	収入 党（会）費 100,000,000 支出 寄附・交付金 70,000,000 (本部に対して供与した交付金)

※ 様式（その5）・（その13）・（その16）の記載方法については後述します。

3 寄附について

1 寄附（法人その他の団体が政治団体の構成員として負担する党費または会費を含み、政党匿名寄附を除きます。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」または「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれの項目ごとに総額を記載します。寄附のうち、あっせんによるものについては、その総額を寄附の内書きとして記載します。

2 資金管理団体の指定を受けている政治団体にあつては、個人からの寄附のうち、「特定寄附」については、個人からの寄附の内書きとしてその総額を記載します。

特定寄附とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者（候補者となろうとする者および公職にある者を含む。以下同じ。）がその者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部または一部に相当する金銭等を、当該公職の候補者が資金管理団体に対してする寄附のことをいいます。（政治資金規正法第19条の4）

3 本部または支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないでください。

4 政党匿名寄附については、その総額を記載します（政党・政治資金団体のみ）。

3、様式（その3）について

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入										
事業の種類	金 額									備 考
〇〇機関紙発行事業					6	8	1	0	0	0
〇〇政治資金パーティー開催事業			1	2	0	0	0	0	0	0
こ の 頁 の 小 計			1	2	6	8	1	0	0	0
合 計			1	2	6	8	1	0	0	0

- 1 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、様式（その3）に、その事業の種類および事業の種類ごとの年間の収入金額（収入からそれに費消した支出の差額ではありません。）を記載します。
- 2 機関紙誌の発行事業および政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「〇〇紙発行事業」「××雑誌発行事業」「〇〇政治資金パーティー開催事業」「××政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載するものです。
記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、最終ページの「合計」欄にそれらの総額を記載します。なお、1ページで終わるときは、「この頁の小計」欄および「合計」欄は同じ金額になります。
- 3 政治資金パーティーにあっては、「備考」欄に開催年月日、開催場所（会場の所在地および名称）、他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨および当該他の政治団体の名称を記載します。
- 4 ここに記載する収入に対応する支出は、様式（その13）の「2 政治活動費」の「（3）機関紙誌の発行その他の事業費」において、「ア 機関紙誌の発行事業費」、「イ 宣伝事業費」、「ウ 政治資金パーティー開催事業費」および「エ その他の事業費」にそれぞれ分類して記載します。

4、様式（その4）について

（その4）

(4) 借 入 金										
借 入 先	金 額									
〇〇銀行（〇〇支店）				3	0	0	0	0	0	0
こ の 頁 の 小 計				3	0	0	0	0	0	0
合 計				3	0	0	0	0	0	0

借入金については、様式（その4）に、借入先および当該借入先ごとの年間の合計金額を記載するものであり、その記載方法は、例えば「〇〇銀行（〇〇支店）」というように具体的に借入先を記載します。

「備考」の欄には、借入を行った年月日を記載します。

記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、最終ページの「合計」欄にそれらの総額を記載します。なお、1ページで終わるときは、「この頁の小計」欄および「合計」欄は同じ金額になります。

借入金を返済した場合は、政治活動費「その他の経費」として、様式（その15）に、借入金返済として借入先ごとに記載します。

また、借入金のうち、12月31日現在において借入先ごとの残高が100万円を超えるものがある場合は、様式（その17）、様式（その18）に記載する必要があります。

5、様式（その5）について

（その5）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	備考
〇〇政治研究所〇〇支部			十	百	千	万	円			〇〇.3.20	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〇〇政治研究所〇〇支部				2	0	0	0	0	0	〇〇.5.1	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
こ の 頁 の 小 計				5	0	0	0	0	0			
合 計				5	0	0	0	0	0			

当該政治団体の本部または支部から供与された交付金に係る収入については、その収入の基因となった事実にかかわらず、全てこの様式（その5）に、交付金を供与した本部または支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額および供与を受けた年月日を該当する欄に記載します。なお、本部が支部から受けた収入、支部が本部から受けた収入の記載のみでなく、支部がその他の支部から受けた収入がある場合も記載します。

記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、最終ページの「合計」欄にそれらの総額を記載します。なお、1ページで終わるときは、「この頁の小計」欄および「合計」欄は同じ金額になります。

6、様式（その6）について

（その6）

(6) そ の 他 の 収 入									
摘 要	金 額							備 考	
〇〇銀行預金利子	十	百	千	万	円			令和〇〇年3月2日	
こ の 頁 の 小 計									
1 件 10 万 円 未 満 の も の									
合 計									

- 1 個人の負担する党費または会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、本部または支部から供与された交付金に係る収入および借入金以外の収入については、様式（その6）に、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものにあつては、その基因となった事実ごとに、その金額を年月日順に記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載します。
- 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を例えば「〇〇銀行預金利子」というように具体的に記載し、年月日は「備考」欄に記載します。
- 3 記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、最終ページの「1件10万円未満のもの」欄に1件当たりの金額が10万円未満のものを一括して金額を記載し、「合計」欄にこれらの総額を記載します。

7、様式（その7）について

（その7）

(7) 寄附の内訳										寄附者の 区 分	個 人		備 考
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額									年 月 日	住 所 (団 体 に あ っ て は、 主 たる 事 務 所 の 所 在 地)	職 業 (団 体 に あ っ て は、代 表 者 の 氏 名)	
甲 野 二 郎					3	0	0	0	0	00.1.31	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇〇会 社 社 長	
〃					4	0	0	0	0	00.7.12	〃	〃	
小 計					7	0	0	0	0				
甲 野 三 郎					3	0	0	0	0	00.2.22	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 〇 商 店 主	
小 計					3	0	0	0	0				
甲 野 四 郎				1	0	0	0	0	0	00.4.29	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 〇 会 社 専 務	
〃					1	0	0	0	0	00.12.5	〃	〃	
小 計				1	1	0	0	0	0				
甲 野 五 郎				1	5	0	0	0	0	00.6.18	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 〇 商 店 主	
小 計				1	5	0	0	0	0				
甲 野 太 郎					6	5	0	0	0	00.4.15	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	県 議 会 議 員	
〃					8	0	0	0	0	00.8.4	〃	〃	
小 計				1	4	5	0	0	0				
丁 野 三 郎					8	0	0	0	0	00.7.13	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	団 体 役 員	
小 計					8	0	0	0	0				
こ の 頁 の 小 計				5	1	3	0	0	0				
そ の 他 の 寄 附													
合 計													

1 共通事項

1 様式（その2）に記載した「寄附」については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」または「政治団体からの寄附」に分類し、その内訳を様式（その7）に別葉として記載します。「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載します。

2 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所および職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）、当該寄附の金額および年月日ならびに寄附者が上場・外資50%超会社であるときはその旨を備考欄に記載します。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えありません。

3 寄附のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載します。

4 記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、寄附者の区分ごとの最終ページの「その他の寄附」欄に明細を記載したものの以外の寄附を合計した金額を記載します。「合計」欄にはこれらの総額を記載します。

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の 区分	個人		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額						年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考
丁 野 四 郎				3	0	0	00.6.21	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇〇会 社 社 長	
小 計				3	0	0				
丁 野 五 郎				5	0	0	00.4.10	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	会 社 員	
"				5	0	0	00.10.9	"	"	
小 計				1	0	0				
丁 野 六 郎				4	0	0	00.1.15	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	政 党 役 員	
"				4	0	0	00.4.11	"	"	
"				4	0	0	00.5.1	"	"	
"				4	0	0	00.8.30	"	"	
"				4	0	0	00.11.9	"	"	
小 計				2	0	0				
こ の 頁 の 小 計				6	0	0				
そ の 他 の 寄 附				1	0	0				
合 計				5	8	3				

2 個人からの寄附関係

- 1 個人が行った寄附で、税制上の優遇措置を受けようとするものについては、金額の多寡にかかわらず、全ての明細を記載しなければなりません。
- 2 個人からの寄附のうち、特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が、公職の候補者である間に政党から受けた寄附を資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に対してする寄附）については、例えば、甲野花子が当該資金管理団体の届出をしたものである場合、「寄附者の氏名」欄に、「**特**甲野花子」というように記載します。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載します。
- 3 「合計」欄の金額は、様式（その2）の「個人からの寄附」の金額に一致するものです。

3 法人その他の団体からの寄附関係

- 1 法人その他の団体が負担する党費または会費は、政治資金規正法上、寄附とみなされます（同法第5条第2項）ので、この様式に記載します。
- 2 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載します。
- 3 「合計」欄の金額は、様式（その2）の「法人その他の団体からの寄附」の金額に一致するものです。

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の 区 分	政 治 団 体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額									年月日	住 所 (団 体 に あ つ て は 、 主 たる 事 務 所 の 所 在 地)	職 業 (団 体 に あ つ て は 、 代 表 者 の 氏 名)	備 考
〇 〇 研 究 会			2	0	0	0	0	0	00.1.23	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	乙 山 太 郎		
小 計			2	0	0	0	0	0					
〇 〇 後 援 会				8	0	0	0	0	00.2.22	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	乙 山 二 郎		
〃				7	0	0	0	0	00.5.18	〃	〃		
小 計			1	5	0	0	0	0					
〇〇政治研究会			1	5	0	0	0	0	00.8.19	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	乙 山 五 郎		
小 計			1	5	0	0	0	0					
〇 〇 ク ラ ブ			1	8	0	0	0	0	00.9.19	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	乙 山 太 郎		
小 計			1	8	0	0	0	0					
〇 〇 会				3	0	0	0	0	00.3.10	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	乙 山 六 郎		
〃				3	0	0	0	0	00.9.2	〃	〃		
小 計				6	0	0	0	0					
〇 〇 塾				2	0	0	0	0	00.2.5	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	乙 山 七 郎		
〃				5	0	0	0	0	00.6.7	〃	〃		
小 計				7	0	0	0	0					
こ の 頁 の 小 計			6	9	3	0	0	0					
そ の 他 の 寄 附				7	0	0	0	0					
合 計			7	0	0	0	0	0					

4 政治団体からの寄附関係

- 1 本部または支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」には含めないでください。
- 2 「合計」欄の金額は、様式(その2)の「政治団体からの寄附」の金額に一致するものです。

(その 8)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳								寄附のあっせん者の区分		個人		備考
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額							提 供 年 月 日	集めた 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代 表 者 の 氏 名)	
	十圓	百 万	千	百	十	円						
丙 野 太 郎			2 0	0	0	0	0	00.5.10	00.4.4~ 00.5.5	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 〇 会 社 社 長	
丙 野 二 郎			7 8	0	0	0	0	00.8.21	00.6.3~ 00.8.19	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 〇 商 店 主	
こ の 頁 の 小 計			9 8	0	0	0	0					
そ の 他 の 寄 附							0					
合 計			9 8	0	0	0	0					

- 14 —

9、様式（その9）について（記載例はつけていません。）

政党または政治資金団体が受けた政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額、年月日および場所を記載し、場所の記載については、「滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇駅前街頭」、「滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地〇号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載します。

10、様式（その10）について

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳										対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考	
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額													
〇〇パーティー		十億	1	2	0	0	0	0	0	0	600	〇〇. 7 . 10	滋賀県〇〇市〇〇町〇番〇号〇〇会館〇〇の間	
この頁の小計			1	2	0	0	0	0	0	0				
合計			1	2	0	0	0	0	0	0				

機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいいます。）または特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額、対価の支払をした者の数を記載します。

なお、当該特定パーティーまたは特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る収入の金額および対価の支払をした者の数を記載します。

また、特定パーティーまたは特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨および当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載します。

(その11)

一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含みます。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所および職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）ならびに当該支払われた対価の金額および年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載します。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額および年月日を記載します。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものです。

— 17 —

12、様式（その12）について

（その12）

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳										政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー		
										対価の支払のあっせん者の区分		個 人		
対価の支払のあっせん者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額							提 供 年 月 日	集 めた 期 間	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備 考		
	十 億	百 万	千	百	十	千	百	十	百					
甲 野 三 郎			3	0	0	0	0	0	0	〇〇.7.10	〇〇.7.1~ 〇〇.7.9	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 〇 商 店 主	
甲 野 二 郎			4	0	0	0	0	0	0	〇〇.7.10	〇〇.6.15~ 〇〇.6.30	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 〇 会 社 社 長	
こ の 頁 の 小 計			7	0	0	0	0	0	0					
合 計			7	0	0	0	0	0	0					

一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含みます。）のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所および職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）ならびに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間およびこれが当該政治団体に提供された年月日を記載します。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものです。

対価の支払のあっせんは、「個人からの対価の支払のあっせん」、「法人その他の団体からの対価の支払のあっせん」、「政治団体からの対価の支払のあっせん」に分類し、それぞれ別葉とします。なお、「対価の支払のあっせん者の区分」欄には、これらの区分を記載します。

13、様式（その13）について

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支 出 の 総 括 表										
項 目		金 額								備 考
		十億	百万	千	円					
1	経 常 経 費									
(1)	人 件 費		2	8	0	5	0	0	0	
(2)	光 熱 水 費			2	7	3	1	0	0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費			2	5	3	8	0	0	
(4)	事 務 所 費			6	7	2	4	0	0	
	小 計		4	0	0	4	3	0	0	
2	政 治 活 動 費									
(1)	組 織 活 動 費		5	2	1	7	8	0	0	2,000,000円
(2)	選 挙 関 係 費								0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		6	2	5	5	2	0	0	
	ア 機関紙誌の発行事業費			8	2	1	2	0	0	
	イ 宣 伝 事 業 費		1	9	3	4	0	0	0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費		3	5	0	0	0	0	0	
	エ そ の 他 の 事 業 費								0	
(4)	調 査 研 究 費		2	3	3	6	8	0	0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金		7	2	5	0	0	0	0	3,750,000円
(6)	そ の 他 の 経 費		1	0	1	0	0	0	0	
	小 計		2	2	0	6	9	8	0	5,750,000円
	合 計		2	6	0	7	4	1	0	※当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに

1 当該年における全ての支出について、会計帳簿と同様に、経常経費および政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費および事務所費に、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費（機関紙誌の発行事業費、宣伝事業費、政治資金パーティー開催事業費およびその他の事業費に細分）、調査研究費、寄附・交付金およびその他の経費に分類したうえで、これらの各項目ごとの年間の支出金額を一覧的に記載するものです。

なお、当該政治団体の本部または支部に対して供与した交付金に係る支出についてはこれらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載します。

2 「小計」欄には、それぞれ、経常経費または政治活動費の小計を、「合計」欄には、両者の合計を記載するものであり、当該「合計」欄の金額は、様式（その2）の「支出総額」欄の金額と一致します。

3 経常経費の各項目（人件費を除く。）については、資金管理団体として指定されていた期間および国会議員関係政治団体に関する特例が適用されていた期間に行った支出についてのみ、様式（その14）により、それぞれ、その内訳を記載し、報告することになります。

4 政治活動費の各項目については、様式（その15）により、それぞれ、その内訳を記載し、報告することになります。

5 支出項目の分類基準は、次のとおりです。

(1) 経常経費

- ① 人件費…政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者は、これらの事業費により支弁されるので除きます。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類および健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。
- ② 光熱水費…電気、ガス、水道の使用料およびこれらの計器使用料等をいいます。
- ③ 備品・消耗品費…机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限ります。）等の備品の類および事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。
- ④ 事務所費…事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。

(2) 政治活動費

- ① 組織活動費…当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除きます。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいいます。
- ② 選挙関係費…選挙に関して支出される経費で、例えば、政党の支出する公認推薦料など選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいいます。

候補者が選挙運動に関して支出した経費は、政治団体の経費とは異なるため、政治団体の収支報告書には計上しません。（選挙運動費用収支報告書と政治資金収支報告書に、二重に計上することはありません。）

なお、衆議院議員の選挙において、候補者届出政党、名簿届出政党等が選挙運動のために支出した費用（選挙事務所、自動車、拡声機、ビラ、ポスター、政見放送、演説会等の費用で、公費負担の部分を除く。）も選挙関係費に含まれます。

③ 機関紙誌の発行その他の事業費

ア 機関紙誌の発行事業費…機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他の機関紙誌の発行に要する経費をいいます。

イ 宣伝事業費…機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除きます。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。

ウ 政治資金パーティー開催事業費…政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。

エ その他の事業費…上記ア、イおよびウ以外の諸事業に要する経費をいいます。

- ④ 調査研究費…政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。
- ⑤ 寄附・交付金…政治活動に関する寄附、賛助金、本部または支部に対して供与した交付金、負担金の類をいいます。
- ⑥ その他の経費…その他上記以外の政治活動に要する経費をいいます。

(その14)

— 21 —

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		備品・消耗品費	
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名（団体 にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
複写機の購入費					7	7	5	0	0	00.5.27	〇 〇 電 機（株）	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
机 の 購 入 費					6	4	0	0	0	00.8.10	〇 〇 家 具（株）	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計					1	4	1	5	0	0	※資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、作成が必要となる。 その他の政治団体は、作成する必要がない。		
その他の支出					1	1	2	3	0	0			
合 計					2	5	3	8	0	0			

なお、「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載します。

- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載します。
- 4 記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、項目別区分ごとの最終ページの「その他の支出」欄に、明細を記載したもの以外の支出を合計した金額を記載します。「合計」欄には、これらの総額を記載します。
- 5 1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合または国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、項目別区分ごとの「合計」欄の金額は、様式（その13）の各項目の金額に一致しますが、当該年中の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合または国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、項目別区分ごとの「合計」欄の金額と、様式（その13）の各項目の金額は一致しない場合があります。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分				事 務 所 費	
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名（団 体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつ ては、主たる事務所の所在地）	備 考		
事 務 所 賃 借 料					5	1	0	0	0	〇〇.3.21	〇 〇 不 動 産（株）	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.4.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.5.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.6.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.7.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.8.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.9.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.10.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.11.21	〃	〃			
〃					5	1	0	0	0	〇〇.12.21	〃	〃			
こ の 頁 の 小 計					5	1	0	0	0	※資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、作成が必要となる。 その他の政治団体は、作成する必要がない。					
そ の 他 の 支 出					1	6	2	4	0					0	
合 計					6	7	2	4	0					0	

15、様式（その15）について

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費 (組織対策費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
組 織 対 策				1	0	0	0	0	0	00.1.31	乙 野 太 郎	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
支 部 総 会 補 助				2	0	0	0	0	0	00.4.14	〇〇政治研究所〇〇支部	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
組 織 対 策				1	5	0	0	0	0	00.8.13	乙 野 太 郎	前 出	
この頁の小計				4	5	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合 計				4	5	0	0	0	0				

1 様式（その13）に記載した支出金額のうち、政治活動費の内訳については、様式（その13）の支出項目を適宜、更に小分類し、様式（その15）に記載します。また、それらはそれぞれの小分類ごとに別業とします。なお、「項目別区分」欄には、これらの小分類した費目まで記載することとし、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「〇〇政治資金パーティー開催事業費」、「××政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように記載します。

2 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、5万円以上の支出（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出）について、その支出を受けた者の氏名および住所（団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに当該支出の目的、金額および年月日を該当欄に記載します。なお、「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載します。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費 (大会費)			
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
会 場 借 上				2	1	0	0	0	0	00. 5. 15	〇 〇 ホ テ ル	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
食 料 代				5	0	0	0	0	0	00. 5. 15	〇 〇 食 品	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
会 場 借 上				3	0	0	0	0	0	00. 12. 14	ホ テ ル 〇 〇	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
こ の 頁 の 小 計				5	6	0	0	0	0				
そ の 他 の 支 出				2	7	0	0	0	0				
合 計				5	8	7	0	0	0				

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載します。

4 記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、項目別区分ごとの最終ページの「その他の支出」欄に明細を記載したもの以外の支出を合計した金額を記載します。「合計」欄には、これらの総額を記載します。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (交際費)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出			2 0 0 0 0	0				
合 計			2 0 0 0 0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (交通費)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
出張			5 1 0 0 0	0	〇〇.7.21	乙 野 次 郎	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
"			5 4 0 0 0	0	〇〇.12.13	乙 野 太 郎	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計			1 0 5 0 0	0				
その他の支出			5 8 0 0	0				
合 計			1 1 0 8 0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分					
支 出 の 目 的		金 額							年 月 日	機関紙誌の発行事業費 (印刷費)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
		十 億	百 万	千	百	十	円						
印 刷 費				2	7	0	0	0	0	〇〇. 2.25	〇 〇 印 刷 (株)	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〃				2	9	0	0	0	0	〇〇. 7.26	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計				5	6	0	0	0	0				
そ の 他 の 支 出				5	5	0	0	0	0				
合 計				6	1	5	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			
										機関紙誌の発行事業費 (荷造発送費)			
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円									
荷 造 発 送 費			5	0	0	0	0	0	0	〇〇. 2.10	〇 〇 郵 便 局	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〃			7	5	0	0	0	0	0	〇〇. 2.27	〃	〃	
〃			8	0	0	0	0	0	0	〇〇. 7.28	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計			2	0	5	0	0	0	0				
そ の 他 の 支 出				1	2	0	0	0	0				
合 計			2	0	6	2	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分			
								宣伝事業費		(遊説費)	
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十円	百円	千円	万円	円	角	分				
遊 説 旅 費				4	0	0	0	〇〇. 3.10	甲 野 太 郎	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
"				3	0	0	0	〇〇. 7.26	"	"	
"				1	1	5	0	〇〇.11. 2	"	"	
こ の 頁 の 小 計				8	1	5	0				
そ の 他 の 支 出				2	3	9	5				
合 計				1	0	5	4				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分		宣伝事業費 (広告料)		備考	
支 出 の 目 的	金 額							年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)			
広 告 料 (テ レ ビ)				2	2	0	0	0	0	00. 3.25	〇 〇 広 告 (株)	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
広 告 料 (新 聞)				4	0	0	0	0	0	00. 8.19	(株) 〇 〇 広 告	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
こ の 頁 の 小 計				6	2	0	0	0	0				
そ の 他 の 支 出				2	5	9	5	0	0				
合 計				8	7	9	5	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分										
										政治資金パーティー開催事業費（〇〇パーティー）										
支 出 の 目 的	金 額										年 月 日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつ ては、主たる事務所の所在地）	備 考						
会 場 借 上					十			百		万	1	5	0	0	0	0	〇〇. 7. 10	〇 〇 会 館	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
記 念 品											3	0	0	0	0	0	〇〇. 7. 10	（ 株 ） 〇 〇 商 事	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
こ の 頁 の 小 計											3	1	5	0	0	0	0			
そ の 他 の 支 出											3	5	0	0	0	0				
合 計											3	5	0	0	0	0	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分					調査研究費（研修会費）				
支出の目的		金 額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）		支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）		備考		
会場借上		十	百	千	万	円	十	百	千	万	円	00.7.3	〇 〇 ホ テ ル		滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地				
"												00.11.14	"		"				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分				
金 額										調査研究費 (調査委託費)				
支 出 の 目 的										年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備 考	
調 査 委 託					5	0	0	0	0	0	〇〇. 6.12	〇 〇 調 査 会	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地	
〃					7	8	5	0	0	0	〇〇.10.24	〃	〃	
この頁の小計					1	2	8	5	0	0	0			
その他の支出											0			
合 計					1	2	8	5	0	0	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分					調査研究費		(資料費)	
支 出 の 目 的	金 額										年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備 考				
資 料 購 入					9	8	0	0	0	0	〇〇.1.20	〇 〇 出 版 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地					
〃					5	3	0	0	0	0	〇〇.11.21	〃	〃					
この頁の小計					1	5	1	0	0	0								
その他の支出										0								
合 計					1	5	1	0	0	0								

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 調査研究費 (交通費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
海外出張旅費				5	8	0	0	0	0	00.6.20	甲 野 太 郎	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計				5	8	0	0	0	0				
その他の支出				2	2	8	0	0	0				
合 計				6	0	2	8	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄附・交付金 (寄 附)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄 附			1	0	0	0	0	0	0	00.2.22	〇 〇 研 究 会	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〃				5	0	0	0	0	0	00.7.20	〇 〇 政 策 研 究 会	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〃			2	0	0	0	0	0	0	00.9.23	〇 〇 後 援 会	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計			3	5	0	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合 計			3	5	0	0	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分		寄附・交付金		(支部交付金)		備考
支出の目的		金 額										年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
支部交付金				十		百			千			円	〇〇. 3.18	〇〇政治研究所〇〇支部	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
"						1		3	0	0	0	0	〇〇. 7.20	〇〇政治研究所△△支部	滋賀県△△市〇〇町〇丁目〇番地		
"						1		5	0	0	0	0	〇〇. 9.20	"	"		
この頁の小計						3		7	5	0	0	0					
その他の支出												0					
合 計						3		7	5	0	0	0					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分		その他の経費		(借入金返済)		
支 出 の 目 的		金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団 体にとっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっ ては、主たる事務所の所在地)	備 考			
借 入 金 返 済		十 億	百 万	5	3	0	0	0	0	円	〇〇. 6.30	〇〇銀行 (〇〇支店)	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地				
"				4	8	0	0	0	0	0	〇〇. 12.27	"	"				

16、様式（その16）について

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳													
支出項目	金 額								年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考	
	十	百	千	万	千	百	十	円					
組 織 活 動 費				2	0	0	0	0	0	00.4.14	〇〇政治研究所〇〇支部	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
小 計				2	0	0	0	0	0				
寄 附・ 交 付 金					9	5	0	0	0	00.3.18	〇〇政治研究所〇〇支部	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
〃				1	3	0	0	0	0	00.7.20	〇〇政治研究所△△支部	滋賀県△△市〇〇町〇丁目〇番地	
〃				1	5	0	0	0	0	00.9.20	〃	〃	
小 計				3	7	5	0	0	0				
こ の 頁 の 小 計				5	7	5	0	0	0		※本部が支部に対して供与した交付金、支部が本部に対して供与した交付金の記載のみでなく、支部がその他の支部に対して供与した交付金がある場合にも記載すること。		
合 計				5	7	5	0	0	0				

政治団体の本部または支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる分類基準による支出項目ごとに、当該本部または支部の名称および主たる事務所の所在地、当該支出の金額ならびに供与した年月日を該当欄に記載します。なお、本部が支部に対して供与した交付金、支部が本部に対して供与した交付金の記載のみでなく、支部がその他の支部に対して供与した交付金がある場合も記載します。

記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、最終ページの「合計」欄にそれらの総額を記載します。なお、1ページで終わるときは「この頁の小計」欄および「合計」欄は同じ金額になります。

17、様式（その17）について

(その17) 資 産 等 の 状 況			
1 資産等の総括表			
資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☒	☐	
イ 建 物	☒	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☒	☐	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

政治団体が、毎年12月31日において有する土地、建物、建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金、当座預金を除きます。）、貯金（普通貯金を除きます。）、金銭信託、有価証券（金銭信託の受益証券および受益権を除きます。）、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利、借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入します。

2 資産等の項目別内訳

1 土地

2 建 物

3 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

4 動 産

5 預金又は貯金

— 36 —

2 資産等の項目別内訳

※ 1 1点。設立日前の取得だが、価額、年月日とも不明。取得年月日は設立日、価額は設立日における見積額。

金銭信託については、信託している金銭の額および信託の設定年月日を記載し、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載します。

金融商品取引法第2条第1項および第2項に規定する有価証券については、種類、銘柄、数量、取得の価額および取得年月日を記載します。その種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄および数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「〇〇株式会社発行株式（1,000株）」というように記載します。

出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額および出資年月日を記載します。その出資先を「摘要」欄に「〇〇合名会社」、「××合資会社」というように記載します。

貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先および貸付先ごとの残高を記載します。その貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「〇〇政治団体」というように記載します。

支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額および支払年月日を記載します。その支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「〇〇株式会社」というように記載します。

2 資産等の項目別内訳

2 資産等の項目別内訳

取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額および取得年月日を記載します。その種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「〇〇カントリークラブ」、「××会員制スポーツクラブ」というように記載します。

借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先および借入先ごとの残高を記載します。その借入先を「摘要」欄に「〇〇銀行（〇〇支店）」というように記載します。

(その19)

不 動 産 の 内 訳		項目別区分			
		土 地			
摘 要	利 用 の 現 況				
	用 途	事 務 所 以 外 の 用 に 供 し て い る 場 合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
滋賀県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号	無償貸与	当団体の職員	住居	100㎡	

- ① 土地

— 39 —

(その19)

3 不動産の利用の現況

不 動 産 の 内 訳		項目別区分			
		建 物			
摘 要	利 用 の 現 況				
	用 途	事 務 所 以 外 の 用 に 供 し て い る 場 合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
滋賀県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号	無償貸与	当団体の職員	住居	75 m ²	

土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載します。

② 建 物

建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途ならびに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体およびその代表者との関係ならびに使用の対価の価額を記載します。この場合において、「摘要」欄には、所在を「滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体およびその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「75m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載します。

③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはそ

の用途ならびに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体およびその代表者との関係ならびに使用の対価の価額を記載します。この場合において、「摘要」欄には、所在を「滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体およびその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載します。

- 2 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体およびその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあっては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積であん分するなどして、適宜記載します。
- 3 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載する必要はありません。
- 4 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合または同日において不動産を有していない場合には、この様式を記載する必要はありません。

20、様式（その20）について

（その20）

宣 誓 書

添 付 書 類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

政治団体の名称 ○○政治研究所

会計責任者の氏名 乙 野 次 郎
（解散年のみ記入）

代表者の氏名

乙
野

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者および会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。

政治団体の会計経理について全面的な責任を有している会計責任者が、当該政治団体の収支報告の内容について、真実に基づいて作成されている旨を誓う書面です。

宣誓書の政治団体の名称、会計責任者の氏名は、様式（その1）の表題部に記載したものと一致します。事務担当者は、会計責任者の手足となり事務に従事した者に過ぎず、一般的に、収支報告書の内容について責任を負うというものではありませんので、対象となりません。

様式（その20）の記載は、収支報告書の内容と会計帳簿、領収書等の写しを確認したうえで行うものです。

なお、政治団体の解散等に伴い提出する収支報告書にあっては、会計責任者のほか代表者も提出義務者になっていますので、収支報告書の内容を確認したうえで、会計責任者の氏名のほか、代表者の氏名の記載が必要です。

提出の際は、提出義務者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては、委任状および代理人の本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、提出義務者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出は必要ありません。

21、領収書等の写しの提出について

政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、領収書等（領収書その他の支出を証すべき書面）の写しを併せて提出しなければなりません。なお、領収書等の写しは、当該領収書等を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものに限り（政治資金規正法施行規則第9条第4項）。

経常経費（人件費を除く。）および政治活動費に係る各項目の支出については、政治団体の区分に応じて定められた基準により、収支報告書の中にその支出を受けた者の氏名等の明細を記載することとされていますが、これらの支出については、同時に、その支出を証する領収書等の写しも添付しなければなりません。なお、政治団体の区分ごとの領収書等の写しの添付の基準は、次のとおりです。

- ・ 国会議員関係政治団体にあつては、経常経費（人件費を除く。）および政治活動費に係る各項目の支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出
- ・ 資金管理団体にあつては、経常経費（人件費を除く。）および政治活動費に係る各項目の支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出
- ・ 上記以外の政治団体にあつては、政治活動費に係る各項目の支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出

領収書等には、その支出の目的、金額および支出の年月日が記載されていることが必要であり、この領収書等の写しは、組織活動費、選挙関係費などの支出の項目ごとに分類・整理したうえで、添付するものです。

なお、慶弔費等のように社会通念上領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨および当該支出の目的、金額、年月日を記載した書面（第2号様式（領収書等を徴し難かった支出の明細書））を作成し、収支報告書に添付しなければなりません。この様式は、慶弔費等のように社会通念上領収書等を徴し難い支出について、当該支出の明細を記載し、領収書等の写しの代わりとするものです。

提出の際は、会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあつては委任状および代理人の本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出が必要ありません。

なお、領収書等を徴し難い事情があったときで、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面（振込明細書に係る支出目的書）および金融機関が作成した振込みの明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限り）をもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができます。また、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）にあつては、当該振込明細書の写しの提出で足りる。

記載に当たっては、支出を様式（その13）の支出の項目別区分にしたがって分類・整理し、「項目」の欄に当該支出項目名を記載します。なお、「摘要」欄には、当該支出について様式（その14）・（その15）の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば、「御見舞」というように具体的に記載します。

第2号様式（領収書等を徴し難かった支出の明細書）

領収書等を徴し難かった支出の明細書										
支出の目的		金 額							年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要	百 万	千	百	十	百	十	百	円	
組織活動費	会場借上		2	1	0	0	0	0	〇〇.5.15	銀行振込のため
"	"		3	0	0	0	0	0	〇〇.12.4	"
調査研究費	資料購入			9	8	0	0	0	〇〇.1.20	"
"	"			5	3	0	0	0	〇〇.11.21	"

政治団体の名称

〇〇政治研究所

会計責任者の氏名

乙 野 次 郎

乙 野

(備考)

1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。

2 「項目」欄には、収支報告書様式（その13）の例により分類して記載すること。

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項 目	摘 要
組織活動費	会場借上費

政治団体の名称

〇 〇 政 治 研 究 所

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「項目」欄には、収支報告書様式（その13）の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出すること。

【支出の明細の記載・領収書等の写しの添付基準】

		国会議員関係 政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政治団体を 除く。)	その他の政治団体 (国会議員関係政治団 体および資金管理団 体以外の政治団体)
経常 経費	人件費	記載・添付不要	記載・添付不要	記載・添付不要
	光熱水費	1万円超	5万円以上	記載・添付不要
	備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	記載・添付不要
	事務所費	1万円超	5万円以上	記載・添付不要
政治 活動費	組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
	選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
	機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
	調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
	寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
	その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

※年の途中に政治団体の区分に異動が生じている場合は、それぞれの期間について、政治団体の区分に応じ作成する必要があります。

22、政治資金監査報告書について

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ当該政治団体の支出について、登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、その結果に基づき登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出しなければなりません。

政治資金監査報告書を提出しなければならない政治団体は、

- ・ 12月31日現在で国会議員関係政治団体である政治団体（当該年中に国会議員関係政治団体となった政治団体を含む。）
- ・ 12月31日現在では国会議員関係政治団体でないものの、当該年中に国会議員関係政治団体であった政治団体（当該年の収支報告書に記載すべき収入および支出があった政治団体に限る。）

であり、年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合でも、当該年中に行った支出全体が政治資金監査の対象となります。

なお、政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき実施されるものですので、政治資金監査に関するお問い合わせは総務省政治資金適正化委員会事務局（電話：03-5253-5598）へお願いします。

政治資金監査報告書の作成例

政 治 資 金 監 査 報 告 書

令和△年△月△日

××××（※国会議員関係政治団体名）

代表 ○ ○ ○ ○ 様

登録政治資金監査人 ○ ○ ○ ○

登 録 番 号 第 △△△△ 号

研 修 修 了 年 月 日 令和△年△月△日

- 1 監査の概要
.....
- 2 監査の結果
.....
- 3 業務制限
.....

以 上

政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置について

1. 課税の特例措置

政治活動に関する寄附の個人拠出を奨励するため、個人が政治活動に関する寄附をした場合で、当該寄附について政治資金規正法または公職選挙法の規定による報告がされているものについては、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人に対する所得税の課税について優遇措置が講じられています。

2. 租税特別措置法による個人の寄附に対する優遇措置

(1) 所得控除制度による優遇措置（寄附金控除の特例）

租税特別措置法の一部改正が行われ、個人が平成7年1月1日から令和11年12月31日までの間に、政治活動に関する寄附（政治資金規正法の規定に違反することとなるものおよびその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる政治団体および公職の候補者に対するもので、政治資金規正法または公職選挙法の規定による報告がされたものは、所得税法に規定する特定寄附金とみなして、所得税法の規定を適用するものとされています（租税特別措置法第41条の18）。

① 税制上の優遇措置の適用対象となる政治団体

ア 政党（本部・支部とも）

イ 政治資金団体

ウ 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体で、衆議院議員もしくは参議院議員が主宰するものまたはその主要な構成員が衆議院議員もしくは参議院議員であるもの。（いわゆる派閥を含む。）

エ 特定の公職の候補者（候補者となろうとする者および公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体のうち次に掲げるもの。

（ア）衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員または都道府県の知事の職にある者を推薦し、または支持することを本来の目的とするもの。

（イ）上記（ア）の職の候補者または候補者となろうとする者を推薦し、または支持することを本来の目的とするもの。（（ア）に掲げるものを除く。）

なお、（イ）の団体に対する寄附については、その団体が推薦し、または支持する者が公職選挙法の規定によるこれらの職の候補者として届出をし、または推薦届出をされた日の属する年およびその前年中にされたものに限られます。また候補者となろうとする者が何らかの事情で結果的に立候補しなかった場合には、寄附金控除の対象となりません。

② 税制上の優遇措置の適用対象となる公職の候補者

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員または都道府県の知事の選挙において公職選挙法第86条、第86条の3または第86条の4の規定により届出のあった者に対する選挙運動に関してなされた寄附が対象となります。

(2) 政党・政治資金団体に対する個人の寄附についての税額控除制度による優遇措置

政党・政治資金団体に対する個人が行う政治活動に関する寄附については、平成6年の租税特別措置法の改正により、控除率30%の税額控除制度による優遇措置が設けられ、これと（1）の所得控除制度との選択制とされました。

なお、この優遇措置は、平成7年1月1日以降にされた政治活動に関する寄附について適用されるものです。

3. 税制上の優遇措置を受けるための手続

- (1) 上記①②に掲げる適格な政治団体、候補者は、寄附者が税制上の優遇措置を受けようとする場合には収支報告書の提出とともに「寄附金（税額）控除のための書類」（別記第3号様式）を都道府県の選挙管理委員会または総務大臣に提出（2部）して、収支報告書に記載された内容と一致することの確認を受けた後、これを寄附者に交付することが必要です。
- (2) 次に、寄附者は、原則として所得税法に規定する確定申告の際に上記寄附金（税額）控除のための書類を提出することにより手続が終わります。

なお、この書類が確定申告に間に合わない場合には、代わりに政治団体から発行される「寄附金の領収書の写し」を添付していったん確定申告をし、その後に政治団体からこの書類の交付を受けて確定申告をした税務署に提出することになります。また前年分については、確定申告をしている場合には更正請求を行う必要があります。前年分の確定申告をしていない場合は、期限後の確定申告の手続きを行うことになります。

- (3) なお、収支報告書において明細の記載が義務づけられている寄附は、5万円を超える寄附についてですが、税制上の優遇措置を受けようとするものにあっても、この金額以下の寄附であっても収支報告書に明細を記載しなければ対象となりませんので御注意ください。

また、これらの法律の規定では、それぞれの報告の期限が定められていますので、この期限内に報告書を提出しなければなりません。

4. 「寄附金（税額）控除のための書類」作成

政治団体、候補者は、あらかじめ別記第3号様式に準じて「寄附金（税額）控除のための書類」を作成してください。この様式のうち、「寄附を受けた団体（個人）」の欄には、その政治団体等の名称、所在地等を印刷しても差し支えありません。

なお、書類は、「領収書控」として、領収書の発行の時に同時に作成しておくとも便利です。

記 載 例

(公職の候補者となろうとする者の場合)

別記

第3号様式

(確認欄)

寄附金(税額)控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名	甲 野 二 郎							
住 所	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地							
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	7	0	0	0	0	0
寄 附 年 月 日	年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名 称	〇〇政治研究所	
所 在 地	滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
団 体 の 区 分 (いずれか該当するもの) (の番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)
	1	②
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支 持する者の氏名	甲 野 花 子
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	滋賀県議会議員 選挙 〇〇年 〇月 〇日

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
00・1・31	300,000 円	・ ・	円	・ ・	円
00・7・21	400,000 円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

別記
第3号様式

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 (いずれか該当するもの) (の番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支 持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

滋賀県選挙管理委員会

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3239

FAX : 077-528-4820



再生紙を使用しています。
グリーン購入法適合用紙を使用しています。